

令和7年6月3日

加須市立幼稚園保護者 } 様
加須市立小・中学校保護者 }

加須市教育委員会

熱中症事故防止に係る臨時休業の取り扱いについて（通知）

日ごろ、保護者の皆様には、各校（園）の教育活動の推進に際し、御理解と御協力をいただいておりますことに心よりお礼申し上げます。

熱中症特別警戒アラートについては、昨年度新たに運用が始まったことを受け、本市では、「熱中症特別警戒アラートが発表された場合、次の日を臨時休業とする」旨を通知しております。

つきましては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 熱中症事故防止に係る臨時休業の実施基準について 熱中症特別警戒アラートが発表されたとき

※ 幼稚園につきましては、保護者の送迎により、登園中・降園中の熱中症事故防止への安全が確保されていることを踏まえ、保育は通常どおり行います。

2 その他

- (1) 熱中症警戒アラートの場合は、臨時休業としません。
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、臨時休業としてオンライン授業を実施します。
- (3) 前日に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、学校から **tetoru** 等で、連絡いたします。
- (4) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、放課後児童健全育成室（学童保育）は、休室といたします。ただし、夏季休業日及び土曜日については、保護者の送迎により、登室中・降室中の熱中症事故防止への安全が確保されていることを踏まえ、開室します。
なお、埼玉県において、熱中症特別警戒アラートの発表基準を満たした日は、これまで一度もありません。

【熱中症特別警戒アラート】

熱中症特別警戒アラートは、前日10時頃の予測値で、環境省が14時頃に発表するものです。